

告示

埼玉県選管告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社日本ヒューマンサポート 介護付有料老人ホームヒューマンサポート幸手	埼玉県幸手市北一丁目十三番二十号
老人ホーム	社会福祉法人苗場福祉会 特別養護老人ホームケアカレッジ	埼玉県所沢市三ヶ島五丁目 千四百四十五番地六